

改訂「松江市中心市街地活性化基本計画」のテーマ・コンセプト案

現在の基本計画（H14年3月改訂）

区 域：210ha（[地図](#)）

基本方針：都市機能充実と交通体系の再編

目 標：・複合的都市機能の充実
・公共交通の充実と歩いて生活できるまちづくり

戦略目標：1)人が集まる仕掛けづくり
2)商業地ごとの特色づくり
3)市街地移動の改善

重点地域：駅前地区、殿町地区、松江しんじ湖温泉地区



改訂案 ▼

まちづくり三法の見直し

[中心市街地活性化法の改正](#)（主なもの）[H18年8月22日施行]

- ・旧法の「商業中心」から「まちの機能を中心市街地に集中させるコンパクトシティの考え方」になった
 - ・「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」が「中心市街地の活性化に関する法律」に改正
 - ・従来の「市街地の整備改善・商業の活性化」に「まちなか居住の推進」と「都市福利施設の整備」が追加されました

- ・国による「選択と集中」の強化
基本計画が国の認定制度に
「基本方針」「数値目標」「中心市街地の活性化に関する施策」「選択と集中」「PDCAサイクル()」等が強く求められる

- ・中心市街地活性化協議会が法定化

- ・支援措置の大幅な拡充（街なか居住の推進など）

- ・大店立地法の特例（大幅な規制緩和）

[都市計画法の改正](#)（主なもの）[H18年11月30日施行]

- ・白地地域等の郊外地域における大規模集客施設の立地を原則禁止

- ・病院・福祉施設・学校等も開発許可が必要となる

【参 考】

[国の「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」](#)（H18年9月8日閣議決定）

PDCAサイクル

Plan（立案・計画）、Do（実施）、Check（検証・評価）、Action（改善・見直し）の頭文字を取ったもの。行政政策や企業の事業評価にあたって計画から見直しまでを一環して行い、さらにそれを次の計画・事業に生かそうという考え方。このようなPDCAサイクルの仕組みを、基本計画に盛り込むことで、実施した事業の事後評価等を行い、計画の改善・見直しを図るものである。

【中心市街地の区域】

上記をクリックして検討中の内容をご覧ください

【計画期間】

平成19年から23年度の5ヵ年

【中心市街地活性化のテーマ】

『住んでよし・訪れてよしの“松江らしい”まちづくり』

[説明]

まちづくりの基準を「松江らしさ」として、古いものを更新したり、新しい何かを作り出していく時に、常に「松江らしさ」が備わっているかどうかを問いかけることにより、地域住民のアイデンティティを高め、他の地域には無い特色や魅力を備えた松江のまちを目指す。

【中心市街地活性化のコンセプト】

まちなか居住

中心市街地への居住促進を図ると共に「都市機能の集中」「職住接近」「都市型ビジネスの展開」などを展開していく

近隣集客拠点

中心市街地の利便性、既存ストックの活用により近隣からの集客を図ると共に、就業者、居住者の増加による、人通り・近隣からの集客増を図っていく

観光

中心市街地は、既存観光資源が豊富で松江らしさが濃縮していることをいかして「観光資源」に「まち歩き」をプラスした形での観光振興を図ることによる滞在型観光地へのシフトを図っていく